

分 類	番 号	所 属	保管していた担当部署
不適正資金	40	経済局	工業振興担当

問題の発生理由	平成13年度の特別措置法失効まで同和対策事業として実施されていた資源再生共同作業場管理運営業務については、実態として職員が業務を代行しており、受託団体への委託費から消費税を除いた額が団体より職員名義の金融機関口座に振り込まれていた。経済局と環境局は、2か所ある作業場の管理運営業務を1か所ずつ一年交替で行い、本来事業目的に使用した額以外の残額が生じた場合には折半するなどして口座に蓄積していた		
	(使途) 工場アパート賃料補填 など		

捻出	時期	平成6年度 ～ 平成13年度	
	金額	16,859,290 円	
	方法	原資 (資源再生共同作業場管理運営委託料) 委託料をゼロ精算し、口座に蓄積した。	

支出	時期	平成6年度 ～ 平成18年度	
	金額	16,411,620 円	

所属等が保管していた残高	447,670 円	別途、工場アパート賃料の過年度分残高2,012,446円あり
--------------	-----------	--------------------------------

返還	金額	(対象額①) 15,385,347 円	(控除額×0.8②) 0 円	(所属等が保管していた残高③) 2,460,116 円	(返還額④＝①－②－③) 12,925,231 円
	算出方法	委託事業目的外支出(工場アパート補修費等)＋使途不明金＋残高＋工場アパート過年度分賃料残高 (通帳に出所不明の入金や工場アパート賃料の入金があったことから大阪市への返還を要する額の確定が困難であったため、委託事業目的外に使用した額、使途が不明の額及び現在残高の返還を求めることとした。			
	対象となる使途等	(控除額②) なし			
		(返還額④) 工場アパート補修費、使途不明			

備考	・3/10報告書公表以降に判明 ・2月末日に、不適正資金の存在を確認できなかった旨記載した所属長の誓約書が提出されたが、後に課長代理名義の通帳が存在していたことが明らかになるとともに、この通帳が平成18年度に解約され、残金が当時の課長の自宅で保管されていたこと及び通帳で管理されていた委託料の残金が別目的に流用されていたことが明らかになった。 ・具体的には、同じ担当で所管していた工場アパート(市内8か所)の賃料に未収が生じていたが、未収を出すことができないと考え、委託料の残金を未収分の穴埋めに使用していたもの。 ・平成19年3月7日以降、課長以下関係者28人(OB含む)に対して合計43回ヒアリングを実施したが、関係資料が残存していなかったことから、金融機関の取引履歴などの資料による確認ができるまで調査は難航した。 ・2か所の共同作業場へ現地調査に赴き現在の場長へのヒアリングを行っており、工場アパートの現地視察も行った。 ・関係資料が存在していないため、日付や記憶をもとに収支を確定する作業を行ったが限界があり、使途を特定できない支出が多く残されている。 【最終出金日】平成18年10月18日 【最終入金日】平成18年5月10日
----	---

分 類	番 号	所 属	保管していた担当部署
不適正資金	41	環境局	大気騒音担当

問題の発生理由	平成13年度の特別措置法失効まで同和対策事業として実施されていた資源再生共同作業場管理運営業務については、実態として職員が業務を代行しており、受託団体への委託費から消費税を除いた額が団体より職員名義の金融機関口座に振り込まれていた。経済局と環境局は、2か所ある作業場の管理運営業務を1か所ずつ一年交替で行い、本来事業目的に使用した額以外の残額が生じた場合には折半するなどして口座に蓄積していた
	(使途) 大半は蓄積していたが、一部別事業への支出あり

捻出	時期	平成6年度 ～ 平成13年度	
	金額	14,306,988 円	(H7、8の捻出額は不明)
	方法	原資 (資源再生共同作業場管理運営委託料) 委託料をゼロ精算し、口座に蓄積した	

支出	時期	平成6年度 ～ 平成14年度	
	金額	955,285 円	

所属等が保管していた残高	13,351,703 円
--------------	--------------

返還	金額	(対象額①) 14,105,703 円	(控除額×0.8②) 0 円	(所属等が保管していた残高③) 13,351,703 円	(返還額④＝①－②－③) 754,000 円
	算出方法	事業目的外支出＋残高			
	対象となる使途等	(控除額②) なし			
		(返還額④) 別事業への支出、使途不明金			

備考	平成20年3月10日の報告書においては、不適正資金の定義に該当しないとして除外されたが、経済局との資金のやりとりにより一部不明な点が見られたことから、4月の再調査時に優先的に調査する事項とした。委託料の残金は、共同作業場の機械の大規模な修繕や将来の更新など不時の多額の出費に備えて蓄積されていたが、ほとんど使用されていない。 6年度以降の収支について、6年度の収支は取引履歴の復元により判明したが、7、8年度に委託料の管理を行っていた通帳について複数の名義で復元を試みたが復元はできず、この2年間の収支状況は不明である。9年度以降は通帳及び関係資料が現存しており収支状況をほぼ確定できている。 【最終入金年月日】平成14年4月4日 【最終支出年月日】平成15年1月27日
----	---

資源再生共同作業場・工場アパート不適正資金問題 及び事業見直しの取り組み、今後の方向について

1. 資金の概要について

平成 13 年度の特別措置法失効まで旧同和対策事業として実施されていた資源再生共同作業場管理運営業務は、実態として職員が会計業務を代行しており、運営委託費から消費税を除いた額が、職員名義の金融機関口座に振り込まれていました。

経済局及び環境局の両局で、2 か所ある作業場の管理運営業務を 1 か所ずつ 1 年交替で行い、残額が生じた場合には折半するなどして、それぞれの局において口座に管理していたものです。

2. 調査経過について

2 月の全庁調査において、環境局から不適正資金の可能性がある資金が管理されている通帳の存在が総務局に報告されましたが、「不正に捻出し、いったんプールした」という不適正資金の定義には該当しないものとして除外されました。経済局においても調査を行いました。同種の資金を管理していたものの、その通帳の存在は確認できず、その旨の報告を行ったところです。

しかし、その後 3 月市会での議論を受けて行った調査において、経済局においても過去に同様の資金を管理しており、環境局とのやりとりなど事実の一部が判明しました。

資金を管理していた通帳は平成 18 年に処分されていましたが、その通帳履歴を平成 20 年 4 月 1 日及び 3 日に復元したことにより、事案の解明が進んだ結果、共同作業場への委託料の残額は、同じ担当が所管していた工場アパート賃料の未収分の補填に流用されていたことが判明しました。

他の関係書類については保存期限を経過し廃棄されていたため、資金の使途を明らかにすることができませんでした。

3. 返還金について

共同作業場の事業目的以外に使用された額が、使途不明なものとして返還を求められました。

返還の範囲については、原則 10 年間とされていますが、経済局においては、事実関係が判明している平成 6 年度まで遡り、返還認定額全額を所属において返還するべきであるとされました。

【返還額】

1 5, 3 8 5, 3 4 7 円

〔金額内訳〕

使途不明支出金＋用途外経費（工場アパート補修費等）＋現金残高

4. 事業見直しについて

経済局として、矢田資源再生共同作業場については、今年度末を目途に廃止に向け取り組み、浅香資源再生共同作業場及び工場アパートについても、組織体制の強化を図り、事業の整理を精力的に進めると表明したところです（平成 20 年 4 月 21 日文教経済委員協議会）。

このため、経済局では、平成 20 年 7 月 1 日から組織体制の強化を図り、事業適正化に向けた取り組みを精力的かつ迅速に進めております。

これまでの取り組みとしては、矢田資源再生共同作業場については、賃借人である事業協同組合に対して、平成 21 年 3 月 31 日での供用廃止及び賃貸借契約を更新しない旨の通知書を 7 月 8 日付けで送付しました。

工場アパートについては、施設の統合・廃止など事業の整理に向けて、使用実態の調査に着手したところです。

■工場アパート

同和対策事業として、職住分離による地域住環境整備とともに、皮革関連産業を中心とした同和地区内企業の経営基盤の強化を図り、地区住民の経済生活の安定向上を目的に、9ヶ所を順次建設してきた。

また、地対財特法期限後の事業等の見直し方針に基づき、平成19年4月に賃料改定を行い、平成22年4月に到達賃料となるよう段階的に改定した。

管理業務委託については、平成18年度をもって廃止した。

(平成20年7月1日現在)

名 称	所 在 地	建 築 年 月	全 戸 数 (入居戸数)
久保吉工場アパート	浪速区芦原2-5-48	昭和52年5月	28戸 (19戸)
木津川工場アパート	浪速区木津川2-4-54	昭和52年7月 昭和53年9月	40戸 (27戸)
浪速東工場アパート	浪速区浪速東3-2-36	昭和53年7月	29戸 (22戸)
第2浪速東工場アパート	浪速区浪速東3-4-3	昭和60年1月	22戸 (18戸)
第3浪速東(北)工場アパート	浪速区浪速東3-5-16	昭和62年5月	14戸 (9戸)
第3浪速東(南)工場アパート	浪速区浪速東3-5-5	昭和63年5月	12戸 (11戸)
浪速西工場アパート	浪速区浪速西1-6-12	平成3年3月	22戸 (16戸)
第2浪速西工場アパート	浪速区浪速西1-6-2	平成9年3月	18戸 (10戸)
出城東工場アパート	西成区出城2-3	昭和53年6月	22戸 (19戸)
合 計			207戸 (151戸)

■資源再生共同作業場

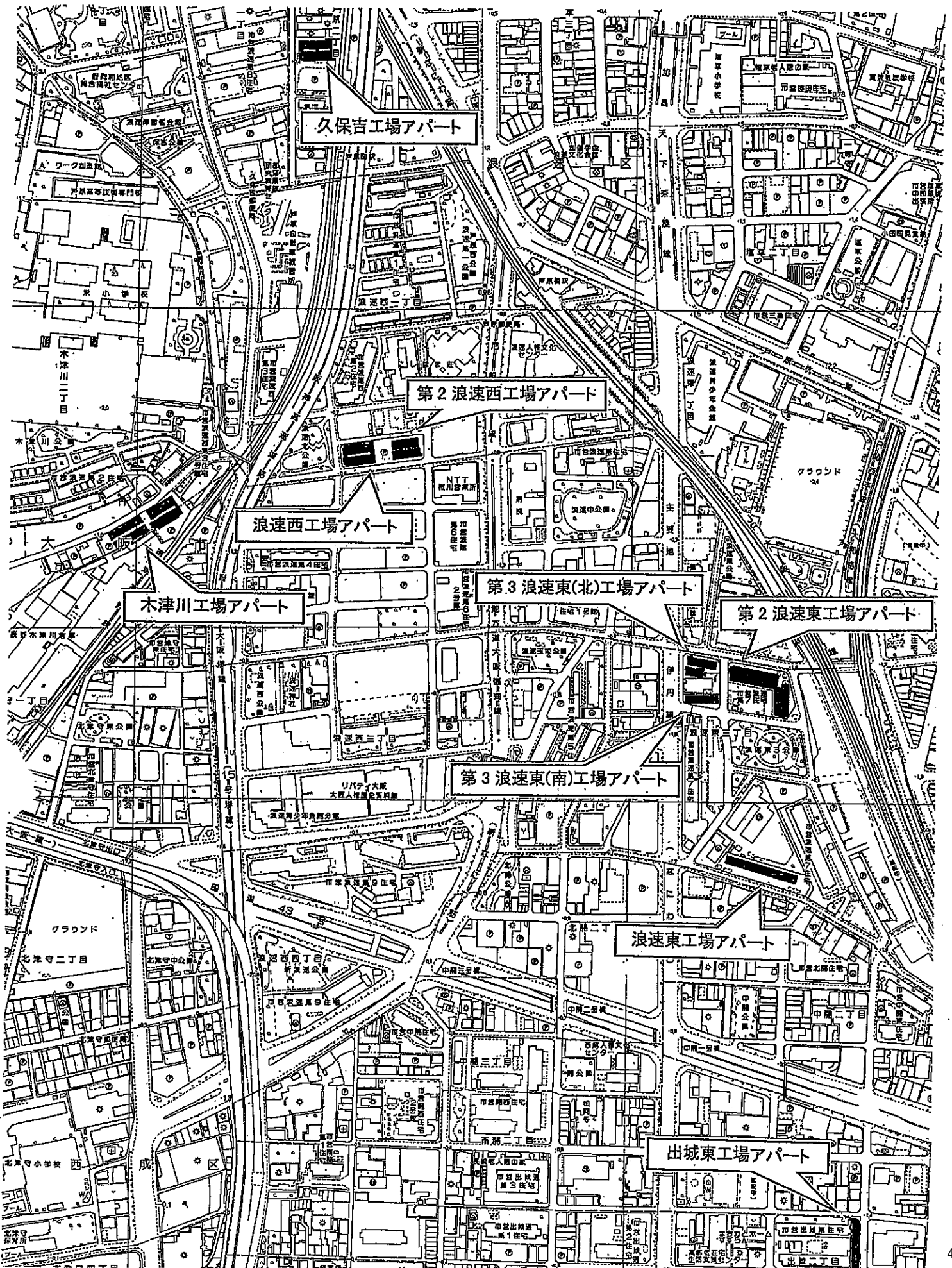
同和対策事業として、資源再生業などの作業環境の改善と集約化による経済基盤の確立に資するため、2ヶ所を順次建設してきた。

また、地対財特法期限後の事業等の見直し方針に基づき、平成20年度から管理運営体制を見直すとともに、契約方法についても特名随意契約から入札に変更した。

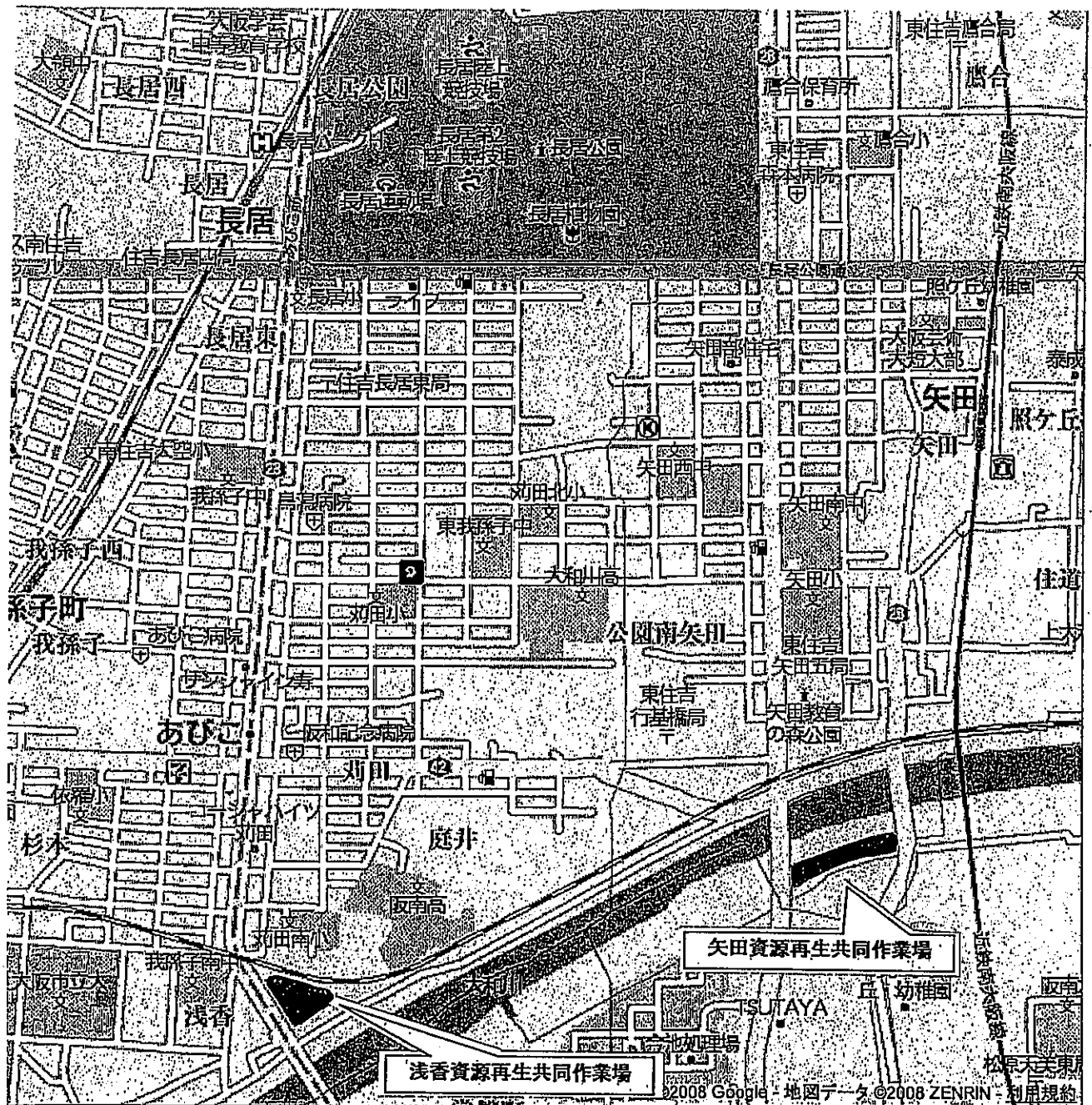
(平成20年6月26日現在)

名 称	所 在 地	建 築 年 月	全 戸 数 (入居戸数)
矢田資源再生共同作業場	東住吉区矢田7-2-11	昭和52年10月	41戸 (17戸)
浅香資源再生共同作業場	住吉区苅田10-8-23	昭和56年4月	42戸 (20戸)
合 計			83戸 (37戸)

工場アパート



資源再生共同作業場



資源再生共同作業場管理運営業務に係る資金について

環境局

1 通帳の発見

- ・ 2月5日に内部統制連絡会議で市長から不適正資金等に関して徹底調査を行うよう指示があった。これを受けて、調査を行った結果、同日、当局大気騒音担当課長代理の机の引出しの中から、担当課長代理名義の通帳4冊（うち解約済2冊・繰越済1冊）が発見された。
- ・ これは、資源再生共同作業場の事務に関するものとして、前任者から引き継がれたものであり、発見時の残額は1335万1703円であった。

2 事業概要

- ・ 昭和50年代に大和川の河川敷等において、資源再生業者による廃電線等の野焼きによる公害が発生したことから、当時の環境保健局が公害防止対策事業として、また、経済局が資源再生業指導育成事業として、共同で廃電線等を機械処理する設備を備えた施設として、昭和52年に矢田共同作業場を、昭和56年に浅香共同作業場を設置した。
- ・ 本事業は同和対策事業であり、平成13年度まで管理運営業務を、大阪市同和事業促進協議会（以下「市同促」）に委託し、実施していた。

3 通帳の資金の動き

- ・ 大阪市が管理運営の委託費を市同促に支出し、市同促から消費税を除いた金額が課長代理名の口座に振り込まれた。
- ・ この資金は、共同作業場職員の給与等の人件費や機械器具の修繕代等の物件費など、共同作業場の管理運営のために使用された。
- ・ 出納帳や入出金を表わす資料により確認したが、私的な流用の事実は確認されていない。

4 余剰金の蓄積理由

- ・ 通帳の残高は、市同促から通帳に振り込まれた入金金額と出金金額の差額が残金として蓄積されたものである。
- ・ 関係者からの聴き取りによれば、残金は、作業場の高額な機械の大規模な修繕など、不時の多額の出費に備えて備蓄しなければならないと考えられていたと推定される。

5 資金の管理

- ・ 通帳の資金は、市から交付された委託金を委託先の団体に代わり本市職員が管理する、いわゆる公金外現金に相当するものと推定することができる。
- ・ 当局が委託先の行うべき事務処理等の支援を行っていたことについては、本事業が本市の同和対策事業に位置づけられており、地域改善対策特別措置法

において、地方公共団体は「特別の措置を講ずること」とされていたことから、その趣旨に沿ったものと推定される。

6 経済局との資金の出入り

- ・ 環境局と経済局は、管理運営業務委託契約の対象作業場を両局で年度毎に交替させて、事業を実施していた。例えば、環境局は矢田作業場を担当した翌年度には、浅香作業場を担当した。
- ・ 担当した共同作業場で余剰金が発生した場合、その余剰分の2分の1を相手に支払っていた。
- ・ なお、平成11年度、12年度、13年度では、上記の精算金と経済局への一時貸付金とを合わせて、両局の間で8回の入出金があった。

7 共同作業場管理運営業務以外への支出

- ・ 通帳の資金は共同作業場の管理運営経費として出金されていたが、通帳や出納帳、領収証等の資料から、共同作業場の業務と関連性がないと思われる局の他の業務のために使用されたもの及び使途不明なものが75万4千円ある。

8 返還金

- ・ 返還対象額は、「事業目的外及び使途不明の支出＋保管残額」と認定された。

(内訳)

・ 事業目的外支出 . . .	504,000 円
・ 使途不明の支出 . . .	250,000 円
・ 保管残額	13,351,703 円

返還対象額	14,105,703 円
-------	--------------

9 資源再生業公害防止対策事業の終息について

- ・ 資源再生共同作業場では、現在、ばい煙や・悪臭等の公害は発生しておらず、公害防止の視点から一定の成果を得たものと考えている。また、環境基本法第8条の規定にあるように、事業活動を行うに当たって公害を防止するための必要な措置を講ずる責務を事業者は負っていることから、当局の「資源再生業公害防止対策事業」は平成19年度末をもって終息した。

施 設 の 概 要

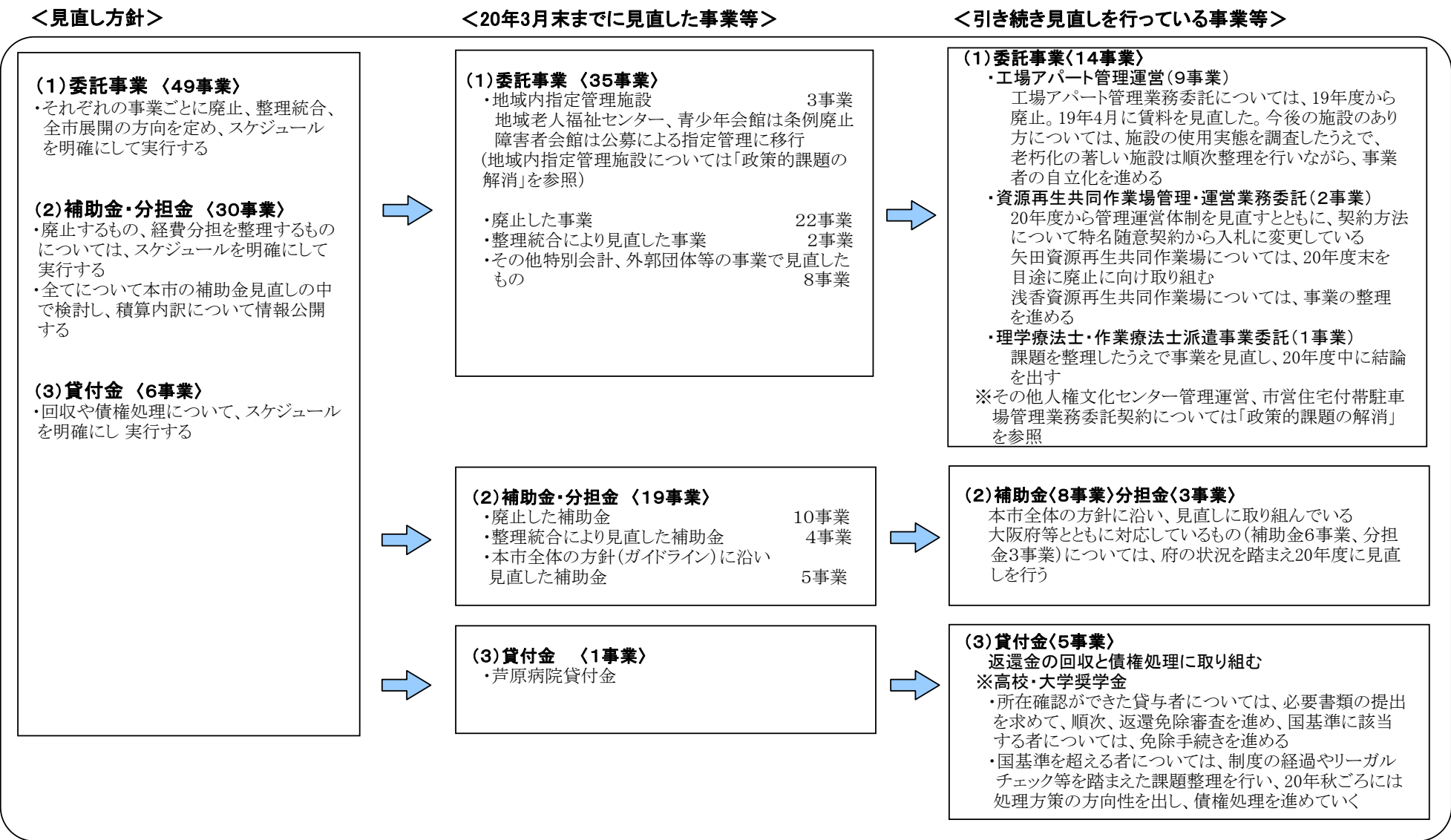
		矢田資源再生共同作業場	浅香資源再生共同作業場
所在地		東住吉区矢田 7 - 2 - 1 1	住吉区荻田 1 0 - 8 - 2 3
敷地面積		5, 9 9 6 m ² (環境局 5,382.03 m ³ 経済局 614 m ³)	8, 3 8 2 m ² (経済局所管)
建築面積		2, 4 8 2 m ² (経済局所管)	3, 0 2 8 m ² (経済局所管)
建築物内容	管理棟	5 7 1 m ²	3 0 0 m ²
	共同作業棟		4 3 2 m ²
	電線処理棟	4 0 7 m ²	
	個別倉庫	(41 戸) 1, 4 4 2 m ²	(42 戸) 2, 2 9 6 m ²
	付属棟	6 2 m ²	.
主 要 機械器具類		破 碎 機 2 系 列 (環) 皮 む き 機 4 基 (環) 自 動 カ ッ タ ー 1 基 (環) ガ ス 切 断 機 3 基 (経) フ ォ ー ク リ フ ト 5 台 (経)	※破 碎 機 2 系 列 (環) 皮 む き 機 4 基 (環) 自 動 カ ッ タ ー 3 基 (環) ガ ス 切 断 機 2 基 (経) フ ォ ー ク リ フ ト 2 台 (経) ト ラ ッ ク ス ケ ー ル 1 基 (経)
竣工年月		S 5 2 年 1 0 月	S 5 6 年 4 月

※ (環) は環境局所管、(経) は経済局所管

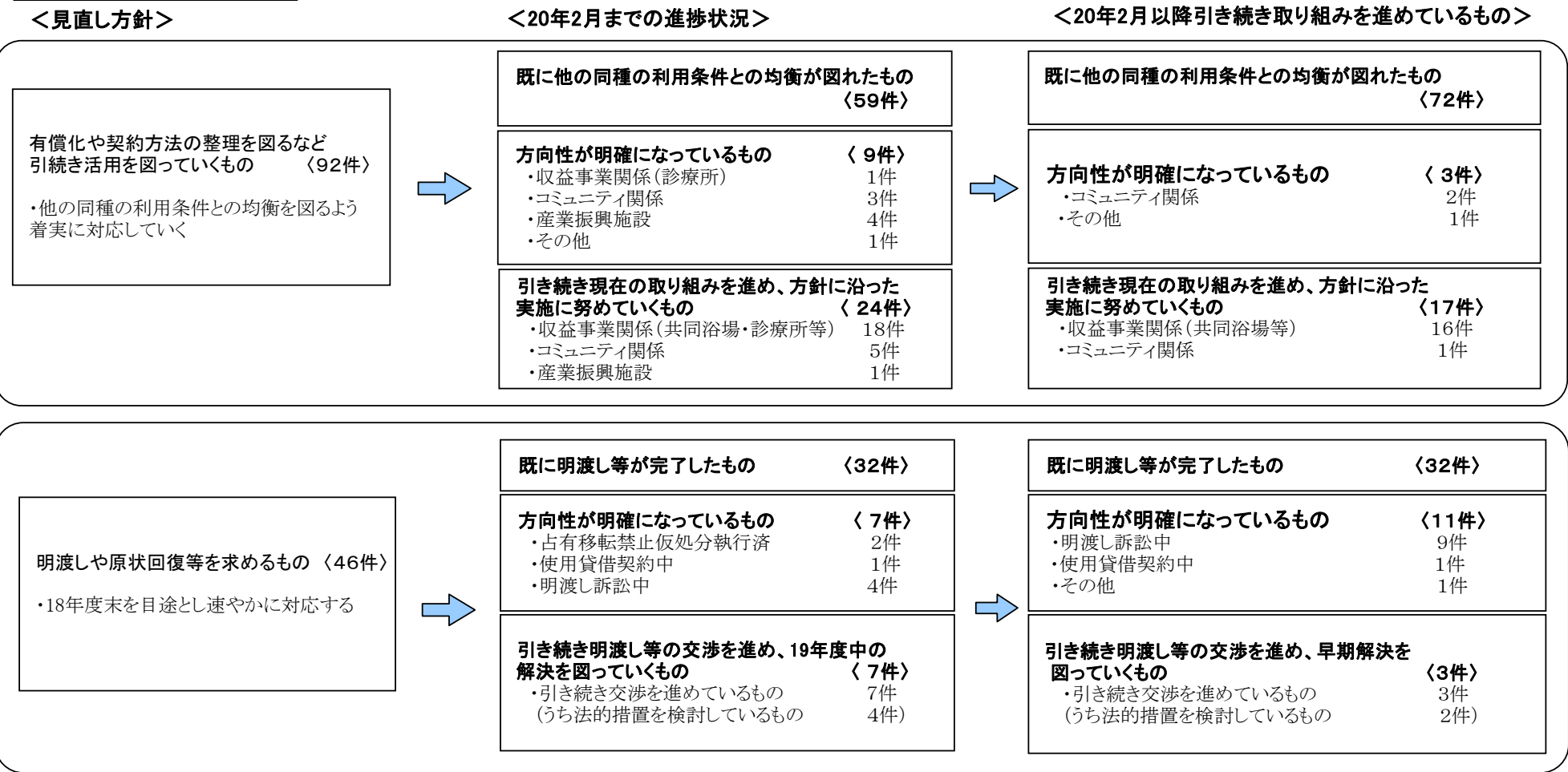
地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について（平成20年8月）

1 関連事業等について

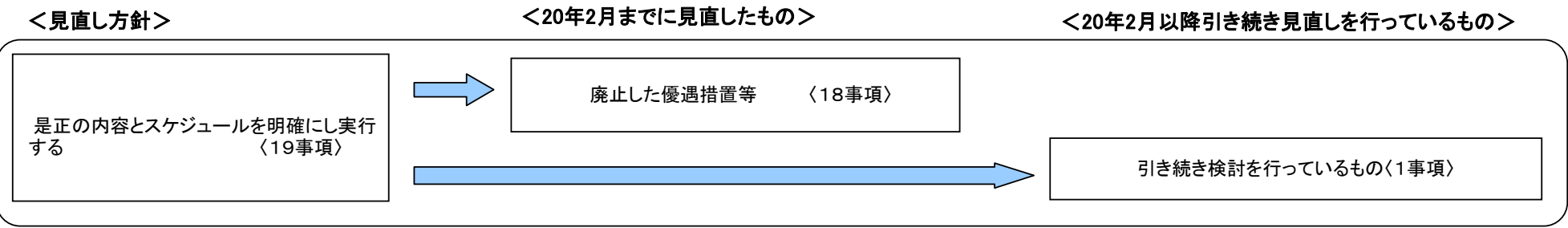
(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金



(2) 未利用地・建物等の使用



(3) 特別な優遇措置等



2 政策的な課題の解消について

＜見直し方針＞	＜20年7月までの進捗状況＞	＜今後のスケジュール＞
1.学校における職員配置の適正化 ・全市的な基準を超える管理作業員10名、給食調理員54名の配置を19年度末までに見直す。並行して管理作業員の総数の縮減に努める ・施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名について、18年度中に配置基準の見直しを行い、21年度末までに配置の適正化を図る。並行して給食調理員の総数の縮減に努める ・18年度末までに中学生の給食の考え方をまとめる	・ <u>19年度末までに管理作業員10名、給食調理員54名の配置を見直した</u> ・施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名について、配置基準の見直しを行った ・中学生の昼食に関して、19年3月29日の「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」のまとめを踏まえ、19年4月24日に定めた市の方針に基づき、 <u>12校で実施していた給食を20年3月末で廃止した</u>	・人事異動により21年度末までに配置の適正化を行う ・方針に基づいて、20年度より全中学校で弁当持参を基本とし、弁当を持参しない生徒への昼食提供事業を順次実施する
2.青少年会館の管理運営業務 ・18年度末をもって条例廃止する ・「相談と居場所づくり等3事業」については全市展開する。その他の事業は廃止する ・青少年会館施設で体育館・グラウンド等で、一般スポーツ施設として活用できるものは、条例に位置付け、派遣職員は引き上げる ・その他の体育施設は適切な管理のあり方を検討する ・プール施設は廃止 ・その他施設は、グループ・サークルの自主的な活動、本市事業の実施場所として幅広く活用する ・19年度は普通財産として管理のうえ、市民の幅広い利用に供する	・18年度末で条例廃止し、派遣職員を引き上げた ・「相談と居場所づくり等3事業」は、こども青少年局所管事業として全市展開。その他事業は18年度末で廃止した ・プール施設を18年度末で廃止した ・教育委員会ホームページ等で広く周知し、市民グループ等に施設の貸出を行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図っている ・一般スポーツ施設として条例化できるかどうか検討したところ、施設規模や、施設改修等にかかる経費等から、体育館については条例化しないこととした。また、 <u>1グラウンドについても、スポーツ施設として整備した場合の費用対効果や当該グラウンドの形状などの問題があり、条例化は行わないとの結論を得た。</u>	・19年度の利用状況等をふまえ、「体育施設」「その他施設（諸室）」を、本市事業の実施場所や市民グループの自主的な活動場所として供用する ・ただし、一部施設（別棟等）については供用停止するとともに、利用状況等を精査し、必要に応じて供用範囲の縮小等も行う ・20年度に結論を出す人権文化センターのあり方と連携できるよう、20年秋頃までに今後の方向性を出す
3.保育所における職員配置 ・人権保育事業などを担当する専任保育士は、18年度末をもって廃止する	・人権保育事業などを担当する専任保育士78名は、18年度末をもって廃止した	
4.地域老人福祉センター管理運営 ・公の施設としては廃止し、高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく多機能・多目的な利用形態等について検討を行う	・18年度末で条例施設としては廃止した ・19年度より高齢者地域活動支援事業として事業委託している ・高齢者の自主的な活動の場として、引き続き利用に供している ・20、21年度より、施設の有効活用を図るため、プロポーザル方式により事業者を募集・選定した	・現在の建物については、有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場及び広く市民が利用できる施設として効率的・効果的で自立的な活用を図ることとし、平成20、21年度の2年間については、プロポーザル方式により選定した事業者により高齢者等地域活動支援事業として事業委託している
5.障害者会館管理運営委託 ・公募指定管理もしくは民間法人移管について検討し、18年度中に今後の方針について明らかにする	・「障害者会館のあり方検討会」での検証・検討を踏まえ、今後の障害者会館の方針について、19年5月7日の執行会議で確認した ・ <u>20年4月から、公募による指定管理者が管理運営を行っている</u>	・「 <u>指定管理者の導入及び運用に係るガイドライン</u> 」に基づきモニタリングを行う ・23年度末をもって条例廃止し、民間移管するための諸課題については検討を進める ・検討にあたっては、 <u>上記のモニタリング等を通じて施設の管理運営の実態を把握するとともに、民間移管した場合の課題や問題点の整理を行う</u>
6.ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大 ・募集対象区域を市域全体に拡大することとし、また名称についても廃止し、19年度から啓発を図りながら実施する	・募集対象区域を市域全体に拡大し、ふれあい人権住宅の名称を廃止し、19年7月から啓発を図りながら、募集（19年7月に新婚・子育て世帯向け、19年11月に中堅層向け、20年2月に一般世帯向け等、20年5月に福祉目的住宅、20年7月に一般世帯向け等）を実施した	・引き続き、募集対象区域を市域全体として、啓発を図りながら入居募集を実施する。
7.未利用地等の管理および駐車場の管理運営 ・市人権協会に委託している未利用地等は、全市的な方針に基づき計画的に管理地の縮小を図る ・駐車場の管理について全市的な管理運営の方向性に基づいて見直しを行う ・住宅付帯駐車場の使用料金は19年度には他の市営住宅付帯駐車場と同額にする ・管理経費の透明性を確保するとともに効率的な運営を図り、市への納付金の増額を図る	・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」（19年2月）及び「大阪市未利用地活用方針」（19年6月）に沿った検討を進めている ・18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、住宅付帯駐車場の料金改定とあわせて市への納付金の増額を図った ・住宅付帯駐車場の料金改定については、17年度から着手し、 <u>19年度末に完了した</u>	・「大阪市未利用地活用方針」に基づき、引き続き計画的に管理地の縮小を図っていく ・未利用地や高架下を活用した駐車場および住宅付帯駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、引き続き見直していくこととするが、特に、 <u>高架下を活用した駐車場の管理については、21年度からの道路公社への一元化に向け、実務的な検討を進めていく。</u> なお、住宅付帯駐車場の管理については、住まい公社へ整理・統合することとし、遅くとも21年度から措置し得るよう取り組む
8.人権文化センター ・東淀川区内の3館については、統合の方向で検討を進め、19年秋頃までに結論を出す ・22年度からの次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で検討を進め、20年度末を目途に結論を出す	・東淀川区内の3館については <u>統合を行い、条例を改正した。</u> ・22年度からの次期指定管理期間に向け、あり方の検討を進めている	・全体のあり方については、 <u>市民との協働、1区に複数ある人権文化センターや、「もと青少年会館」のあり方との整合性について検討し、統廃合も視野に入れて、施設・機能を抜本的に見直し、20年度中に結論を出す。</u>
9.大阪市人権協会等の職員の雇用問題 ・プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める	・委託事業を引き継いだ団体への人権協会からの派遣など、期間を限定した雇用を行っている	・引き続き期間を限定して雇用に配慮する

理学療法士・作業療法士派遣事業委託について

(所管：健康福祉局)

○経過及び現状

- ・ 障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身体機能や生活能力の維持向上を図るためのリハビリテーションを受けられる体制の充実が求められており、平成20年3月に策定した「大阪市障害者支援計画・後期計画（平成20年度～23年度）」において、各施設や関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めているところである。
- ・ この計画に基づき、当該事業の見直しに向けた検討を行っている。

○今後のスケジュール・課題

- ・ 平成20年度から23年度を計画年度とする「大阪市障害者支援計画・後期計画」において、「障害のある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送られるよう、心身障害者リハビリテーションセンターや障害者会館等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域においてリハビリテーション体制の充実に努める」としている。

「理学療法士・作業療法士等派遣事業」については、この計画に基づいて見直すこととし、現在、利用者の状況やニーズ等を把握しながら、地域リハビリテーションの実施場所や実施方法等についての検討を進めるとともに、あわせて障害者自立支援法に基づく「機能訓練事業（理学療法士等がリハビリテーションを行う事業）」として実施するための課題（事業実施に必要な職員の配置基準や設備基準等）について検討している。

これら課題の検討に時間を要しているところであるが、課題を整理したうえで「理学療法士・作業療法士等派遣事業」については事業を見直し、平成20年度中に結論を出す。

高校・大学奨学金について

(所管：教育委員会・健康福祉局)

○経過及び現状

- ・全債務者について、所在確認のための居所調査等を実施してきた。
- ・今なお、所在不明の者については、保護者等を通じて居所確認を行うなど、引き続き、居所把握に努めている。
- ・卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、引き続き、処理方策にかかる課題整理に取り組んでいる。
- ・所在確認ができた貸与者については、必要書類の提出を求めて、順次、返還免除審査を進めることとしているが、連絡方法などについて人権上の問題にも配慮しつつ、現在、通知文の発送準備を進めているところである。

○今後のスケジュール・課題

- ・所在確認ができていない者について、通知文を発送し、期限を定め、返還免除申請書・所得証明書等必要書類の提出を求める。
- ・期限までに提出のない者については、督促を行う。
- ・提出された書類に基づき、順次、返還免除審査を行う。
- ・審査の結果、国基準に該当する者については、規定に従い免除手続きを進める。
- ・審査の結果、国基準を超える者については、制度の経過やリーガルチェック等を踏まえた課題整理を行い、平成 20 年秋ごろには処理方策の方向性を出し、債権処理を進めていく。

もと浪速第1温泉施設の活用について

(所管：健康福祉局)

○経過及び現状

- ・施設の活用方法について検討した結果、障害者自立支援法に基づく事業の実施等、障害者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、公募により施設の活用を図る方針とした。
- ・当該施設を、公募により障害者福祉に関する事業を実施する施設として活用する場合は、国等に対して財産処分の承認手続きや土地・建物についての転用（売却・貸与等）の手続きが必要であり、より効果的に施設活用が図れるよう、転用方法（売却・貸与等）についての課題整理を行っている。

○今後のスケジュール・課題

- ・国においては、平成20年度当初に、財産処分に係わって既存施設を効率的に活用するため、補助金や交付目的とは違う目的により譲渡や貸付等を行う場合の承認手続きや承認基準等の見直しを行ったところであり、今年度中に、新たな承認基準に基づいて国等と協議を進めるとともに、土地・建物等の売却や貸付等の転用方法について検討し手続きを進める。
- ・財産処分や土地・建物の転用に係る手続きが整い次第、公募により施設の活用を図る。